

FP知識
シリーズ

プランニング必須の知識を学ぶ

相続・贈与編

追補版

平成28年5月制作

◆平成28年4月税制改正等対応版

この冊子は平成27年5月29日発刊の本誌テキスト『FP知識シリーズ／相続・贈与編』を補完するものです。最新データに更新されたページは、本誌テキストの該当ページに貼りこんで利用できるよう、裏面は白地になっております。ミシン目で切り離してご使用ください。

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目 次

最新データ更新ページ

本誌該当ページ	更新内容	ページ
P.48：8行目	贈与税の延納について、延納の要件で担保が不要な場合の延納税額を「50万円未満」から「100万円以下」に記載変更	1
P.86：計算式	自社株評価における、純資産価額方式の1株あたりの純資産価額の計算式で、評価差額に対する法人税等相当額の割合を「38%」から「37%」に記載変更	3
P.86：6行目	評価差額に対する法人税等相当額の割合を「38%」から「37%」に記載変更	3
P.86：注意書き	評価差額に対する法人税等相当額の割合が、38%になる期間の記載変更	3
P.116：最終行	「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」の、インターネット掲載アドレス変更に伴う記載変更	5

- 本書の全部または一部の複写・複製・転記載および電子データへの変換・ネットワーク上への入力等は、著作権法上の例外を除いて、禁止します。利用されたい場合は、事前に小社宛にご連絡ください。
- 小社調査データの使用については、小社への使用許諾が必要ですので、予めお問い合わせください。その他の各種調査データの内容・使用等の確認は、それぞれの出典元に直接お問い合わせください。
- 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

5 贈与税の延納

贈与税の納付は、金銭で一括して納付することが原則ですが、一定の条件があれば、その納付が困難とする金額を限度として5年以内の延納が認められ、延納利子税が課されます。なお、相続税と違って物納はありません。

《延納の要件》

- ① 納付すべき贈与税額が10万円超
- ② 延納期間は5年以内
- ③ 担保を提供すること（延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下の場合は不要）

6 贈与税の配偶者控除

(1) 制度の趣旨

贈与税は相続税の補完税と位置付けられていますが、夫婦間の贈与については、同一世代間の贈与であること、夫（妻）死亡後の妻（夫）の生活を保障する意図で行われることから、基礎控除額以外に2,000万円の配偶者控除を認めています。

(2) 配偶者控除の条件

- ① 婚姻期間が20年以上（婚姻届出日から20年以上）の配偶者からの贈与であること
- ② 居住用不動産の贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること
- ③ 贈与を受けた年の翌年の3月15日までに贈与を受けた不動産に、実際に居住し、引き続き居住する見込みであること
- ④ 同一の配偶者からは、1回のみ適用であること
- ⑤ 贈与税の申告書を提出すること

$$\text{1株あたりの純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

- A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額
 B：課税時期現在の相続税評価額による負債額（各種引当金、準備金を除く）
 C：課税時期現在の帳簿価格による総資産額
 D：課税時期現在の帳簿価格による負債額（各種引当金、準備金を除く）
 E：課税時期現在における発行済み株式総数（自己株式を除く）
 37%：評価差額に対する法人税等相当額

(注) 平成27年4月から平成28年3月までは38%

なお、課税時期前3年以内に取得した土地、建物等については、相続税評価額ではなく、通常取引価格で評価します。

(3) 併用方式

会社の規模により、類似業種比準価額、純資産価額、そして、その両者の折衷である併用方式のいずれかを適用することになります。

大会社の場合には、類似業種比準価額または純資産価額で評価し、いずれか低い価額を採用することができます。中会社、小会社の場合には、純資産価額、類似業種比準価額と純資産価額の併用方式で評価し、いずれか低い価額を採用することができます。

中会社、小会社の各価額の折衷割合は、次のとおりです。

■会社区分と評価方式

会社区分	評価方式
大会社	「類似業種比準価額」と「純資産価額」の低い方
中会社の⑥	「類似業種比準価額×0.90+純資産価額×0.10」と「純資産価額」の低い方
中会社の④	「類似業種比準価額×0.75+純資産価額×0.25」と「純資産価額」の低い方
中会社の③	「類似業種比準価額×0.60+純資産価額×0.40」と「純資産価額」の低い方
小会社	「類似業種比準価額×0.50+純資産価額×0.50」と「純資産価額」の低い方

なお、類似業種比準価額の3要素のうち、2要素が2年間ゼロの場合には、上記の表の折衷割合ではなく、純資産価額または「類似業種比準価額×0.25+純資産価額×0.75」になります。

Q12 父が亡くなり財産を相続することになりましたが、その後、相続税の申告期限までに、地震や津波で建物が壊れたり農地の利用ができなくなるなど相続財産が減少してしまいました。親を亡くした後、今度は地震と、災難が続いています。このような場合でも、相続税を払わなければならないのでしょうか。

A 親を亡くされた悲しみのうえに、深刻な状況とお察し申し上げます。さて、わが国には「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律」(略称「災害減免法」)があります。被災により相続財産評価額の1割以上の被害がある場合は、相続税額の減免があります。法律の第4条と第6条に「相続財産等の価額計算の特例」がありますので、被災された方は、この法律が適用されるかどうかを税務署や税理士に確認していただくことをお勧めします。なお、相続税の申告期限後に被災した場合は第4条、期限前に被災した場合は第6条が該当します。

Q13 東日本大震災で、縁戚の者が亡くなり相続が発生しております。震災前に贈与で取得した土地建物や震災で相続した土地建物などについて、評価の特例があると聞きましたが、どのようなものでしょうか。

A このたびの大震災でご家族を亡くされ、あるいは行方不明の方がたくさんいらっしゃいます。被災された皆さま、関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

具体的には、指定区域内に平成23年3月11日現在で所有していた財産が対象になります。震災前に取得した土地等・株式等・家屋、震災後に取得した土地等・株式等・家屋に応じて、震災の発生直後の価額下落を反映するための調整率が発表されています。たとえば土地の場合には、地割れなどの被害、津波などによる水没の被害、液状化現象による被害の区分に応じて、通常の評価額に調整率を乗じて計算することになります。なお、対象となる指定地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の全域、並びに、埼玉県加須市(旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限ります。)、久喜市、新潟県十日町市、中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。

※土地評価について詳しくは、国税庁のホームページの中にある、下記の財産評価基準書をご覧ください。

http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h23/index.htm

※参考となる法令は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(震災特例法施行令)になります。具体的には、第27条をご覧ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H23/H23SE112.html>